

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

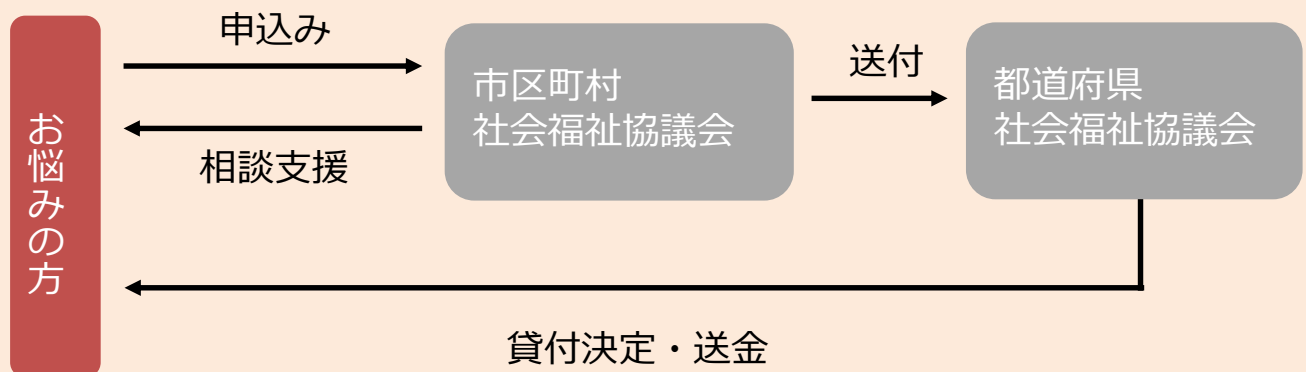
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は以下の内容をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

貸付手続きの流れ



お問合せ先

古河市社会福祉協議会（古河市生活支援センター）

古河市駒羽根1501(健康の駅) 電話:0280-92-7017 FAX:0280-33-6777

メール:seikatsu@koga-syakyo.jp

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日は除く）